

一般社団法人 日本病院前救急診療医学会 倫理委員会 規程

第1条（目的）

本規程は、日本病院前救急診療医学会（以下「本学会」という）における日本病院前救急診療医学会倫理委員会（以下「本委員会」という）の運営および活動に関する基本事項を定めることを目的とする。

第2条（委員会の職務）

倫理委員会は、以下の職務を担う。

1. 各部会の活動の監督および支援
2. 学会内で発生した倫理に関する事案の調査および対応
3. 倫理に関するガイドラインや規程の策定および改訂
4. 学会員への倫理教育および啓発活動の推進

第3条（委員長、委員）

1. 倫理委員会は、本学会理事会（以下「本理事会」という）により任命された若干名の委員で構成される。
2. 委員の中から本理事会により委員長を選定する。
3. 委員長は委員の中から副委員長を選任し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときに職務を代行する。
4. 委員の任期は本理事会の任期とし、再任を妨げない。

第4条（委員会）

1. 委員会は、委員長が招集し、必要に応じて開催する。
2. 委員会の成立には、委員の過半数の出席を必要とする。
3. 決議は出席委員の過半数の賛成をもって行う。

第5条（委員会構成）

委員会の下部組織として、以下の2つの部会を設置する。

- （1）学会倫理部会
- （2）利益相反部会

第6条（学会倫理部会）

1. 学会倫理部会は、以下の事項について審議を行う。
 - （1）会員としての活動に関して倫理的判断が必要とされる場合
 - （2）病院前救急診療に関連する倫理的事案が発生した際の調査
2. 必要に応じて、関係者に助言を行うことができる。

第7条（利益相反部会）

1. 利益相反部会は、以下の業務を行う。
 - （1）臨床研究に関する利益相反の審査
 - （2）学会発表および論文投稿に関する利益相反の審査
 - （3） 役員の利益相反に関する審査
2. 必要に応じて、関連する情報の開示を求め、是正措置を提案することができる。

第8条（守秘義務）

委員は、活動を通じて知りえた情報を第三者に漏洩してはならない。守秘義務は、委員を退任した後も継続する。

第9条（改正）

本規約の改正は、本委員会の提案に基づき、理事会の承認を得て行う。

附則

1. 本規程は、2025年12月12日から施行する。
2. 必要に応じて、細則を別途定めることができる。